

日時：令和３年２月１６日 １６：００～１７：００

場所：Ｗｅｂ会議による

第３回 佐波川流域治水協議会

議 事 次 第

１．開会挨拶

２．議事

- （１）佐波川流域治水協議会規約改定について
- （２）佐波川水系流域治水プロジェクト（案）について
- （３）今後のスケジュール

３．閉会挨拶

【配付資料】

- 資料－１ 「佐波川水系流域治水協議会」規約
- 資料－２ 佐波川水系流域治水プロジェクト（案）
- 資料－３ 今後のスケジュール

第3回 佐波川流域治水協議会 出席者名簿

令和3年2月16日

〈委員又は代理出席者〉

機 関	構成員 (所属・役職、氏名)		代理出席者 (所属・役職、氏名)	
山口市	市長	渡辺 純忠	—	—
防府市	市長	池田 豊	—	—
周南市	市長	藤井 律子	—	—
山口県	土木建築部長	阿部 雅昭	—	—
農林水産省林野庁 近畿中国森林管理局	山口森林管理事務所長	元山 英樹	—	—
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター	山口水源林整備事務所長	村安 研二	—	—
国土交通省 中国地方整備局	山口河川国道事務所長	松本 幸司	—	—

〈オブザーバー又は代理出席者〉

機 関	オブザーバー (所属・役職、氏名)		代理出席者 (所属・役職、氏名)	
山口県	農林水産部農村整備課計画調整 班長	—	—	—
山口県	農林水産部森林整備課治山林道 班長	—	—	—
農林水産省 中国四国農政局	地方参事官（特命・事業計画）	増尾 学	—	—

〈事務局〉

機 関	事務局員 (所属・役職、氏名)	
国土交通省 中国地方整備局	山口河川国道事務所 副所長（河川）	柳田 敏信
	山口河川国道事務所 河川管理課長	光井 伸典
	山口河川国道事務所 河川管理課 専門官	井本 忠

佐波川流域治水協議会 規約

第 1 条 名 称

本協議会は、「佐波川流域治水協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

第 2 条 目 的

本協議会は、気候変動による近年の頻発する激甚な水害に備え、流域全体で水害被害を軽減させる「流域治水」対策を、佐波川流域において計画的に推進するための協議・情報共有を目的とする。

第 3 条 協議会の構成

1. 協議会は、別表 1 の職にある者をもって構成する。
2. 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
3. 協議会は、第 1 項によるもの及び別表 3 に定めるオブザーバーのほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を求めることができる。

第 4 条 幹事会の構成

1. 協議会に幹事会を置く。
2. 幹事会は、別表 2 の職にある者をもって構成する。
3. 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
4. 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、流域治水の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
5. 幹事会は、第 2 項によるもの及び別表 3 に定めるオブザーバーのほか、必要に応じて幹事以外の者の出席を要請し、意見を求めることができる。

第 5 条 協議会の実施事項

協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

1. 佐波川流域で行う流域治水の全体像を検討・共有。
2. 河川に関する対策、流域における対策、避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
3. 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
4. その他、流域治水に関して必要な事項

第 6 条 会議の公開

1. 協議会は原則として報道機関を通じて公開とする。
ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
2. 幹事会は原則非公開とする。

第 7 条 協議会資料等の公表

協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。

ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

第 8 条 事務局

1. 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
2. 事務局は、中国地方整備局山口河川国道事務所 河川管理課で行う。

第 9 条 雑 則

この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

第 10 条 附 則

本規約は、令和 2 年 8 月 27 日から施行する。

一部改定 令和 3 年 1 月 12 日

別表 1（委員）

山口市長
 防府市長
 周南市長
 山口県土木建築部長
 農林水産省林野庁近畿中国森林管理局山口森林管理事務所長
 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター山口水源林整備事務所長
 国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長

別表 2（幹事）

山口市都市整備部道路河川建設課長
 山口市上下水道局下水道整備課長
 山口市徳地総合支所土木課長
 山口市徳地総合支所農林課長
 防府市土木都市建設部河川港湾課長
 防府市土木都市建設部都市計画課長
 防府市産業振興部農林漁港整備課長
 防府市上下水道局下水道課長
 周南市建設部河川港湾課長
 周南市産業振興部農林課長
 周南市都市整備部都市政策課長
 周南市総務部防災危機管理課長
 山口県土木建築部河川課長
 山口県土木建築部砂防課長
 山口県土木建築部都市計画課長
 農林水産省林野庁近畿中国森林管理局山口森林管理事務所調整官
 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター山口水源林整備事務所主幹
 国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所副所長

別表 3（オブザーバー）

山口県農林水産部農村整備課計画調整班長
 山口県農林水産部森林整備課治山林道班長
 農林水産省中国四国農政局地方参事官（特命・事業計画）
 農林水産省中国四国農政局農村振興部設計課水利計画官

佐波川水系流域治水プロジェクト(案)

第3回 佐波川流域治水協議会 令和3年2月

佐波川水系流域治水プロジェクト【位置図】（案）

～幸せますのまちの母なる川と共存、命を守る流域治水対策の推進～

○令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、佐波川水系においても流域全体で事前防災対策を進めることとし、以下の取り組みを実施していく。国管理区間の下流区間においては、堤防が決壊し、流域で甚大な被害が発生した戦後最大の昭和26年7月洪水と同規模の洪水を安全に流下させ、流域における浸水被害の軽減を図る。

凡例

- 浸水想定範囲(昭和26年7月洪水と同規模想定)
- 大臣管理区間
- 国、県、市河川等整備
- 森林整備・保全(国有林、市有林、私有林)
- 市庁舎等建替・移転
- 防府市公共下水道事業計画区域(雨水)

■被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・防災拠点や医療拠点を繋ぐ道路ネットワークの整備
- ・災害復旧拠点となる徳地総合支所の建替
- ・土のう等の備蓄資材の配備
- ・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域を掲載したハザードマップの配布及び住民説明会の実施
- ・タイムラインに基づく情報伝達訓練の実施

■被害対象を減少させるための対策

- ・立地適正化計画に基づき水害リスクの低い地域へ居住誘導
- ・災害リスクの低い場所での支所等整備

【位置図】



■氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・河道掘削、堤防整備、支川処理、橋梁架替 固定堰の改築、防潮堤 等
- ・砂防堰堤の整備
- ・下水道等の排水施設の整備
- ・準用河川及び普通河川の浚渫
- ・農業水利施設の整備、水田貯留機能の向上
- ・中関地区周辺の排水施設・排水機場の整備
- ・雨水流出抑制施設設置補助制度の利用促進
- ・既存ダムにおける事前放流等の実施、体制構築(国、山口県)
- ・治山事業の推進及び森林の整備・保全(山口森林管理事務所、森林整備センター、山口市、周南市)



災害復旧拠点となる山口市
新徳地総合支所イメージ図

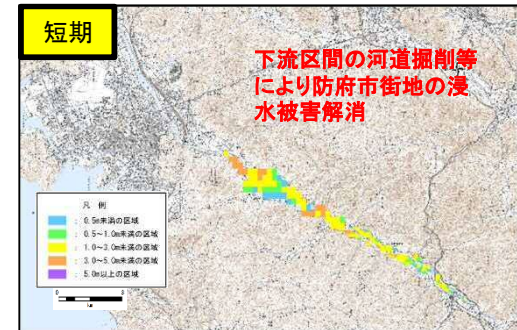
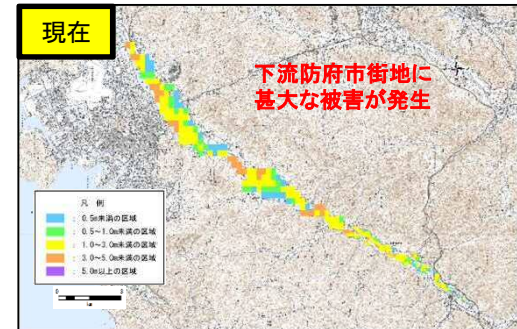
※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

佐波川水系流域治水プロジェクト【ロードマップ・効果】（案）

～幸せますのまちの母なる川と共存、命を守る流域治水対策の推進～

- 佐波川では、上下流本支川の流域全体を俯瞰的にとらえ、流域に関連する機関が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。
 - 【短期】下流区間（防府市街地）の浸水被害を解消するため河道掘削や支川処理の整備を実施。
 - 【中期・中長期】佐波川の上流区間の家屋浸水被害を防ぐため河道掘削、堤防整備、固定堰の改築等を実施し、流域全体の安全度向上を図る。
- あわせて、逃げ遅れゼロを目指した、立地適正化計画に基づく水害リスクの低い地域への居住誘導やハザードマップ改訂周知・関係機関との実践的な訓練などソフト対策を継続的に実施するとともに、水害リスクを考慮した防災拠点等の整備を実施する。

区分	対策内容	事業主体	対策工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ 防ぐ・減らすための対策	下流区間の防府市街地を守る河道掘削、支川処理	山口河川国道事務所	防府市街地の浸水被害解消 防府市佐野～小野地区		気候変動を踏まえた 更なる対策の推進
	上流区間の家屋浸水を防ぐ河道掘削、堤防整備、固定堰の改築	山口河川国道事務所	上流区間の家屋浸水被害解消 山口市岸見～徳地地区		
	横曽根川下流区間等の防潮堤整備、橋梁架替、河道掘削	山口県	県道横曽根橋付近の整備	防潮堤整備、河道掘削、橋梁架替	
	砂防堰堤の整備	山口県	砂防堰堤の整備	砂防堰堤の整備の推進	
	雨水流出抑制施設設置補助制度の利用促進	山口市	継続的な制度の利用促進		
	下水道等の排水施設の整備	防府市	団平川排水区の整備	清水川排水区等の整備	
	準用河川及び普通河川の浚渫	防府市	緊急浚渫推進事業の活用 (片山川・塚原川・三谷川等)	継続的な浚渫の推進	
	治山事業の推進	山口森林管理事務所	山口森林計画区	次期計画	
森林の整備・保全	山口森林管理事務所 森林整備センター 山口市・周南市	山口森林計画区	次期計画		
		山口市徳地地区・周南市巢山地区			
被害対象を減少 させるための対策	立地適正化計画に基づき水害リスクの低い地域への居住誘導	防府市	立地適正化計画の策定（R3）	ハザード情報の共有 → 土地利用誘導等	
	災害リスクの低い場所での支所等整備	周南市（地元との連携により）	周南市和田地区	洪水・浸水に対応出来る支所・市民センターの整備	
被害の軽減、 早期復旧・復興のための対策	防災拠点や医療拠点を繋ぐ道路ネットワークの整備	山口県・防府市	防災広場・道路・農道の整備等		
	災害復旧拠点となる徳地総合支所の建替	山口市	徳地総合支所建替		



※直轄管理区間において、昭和26年7月洪水（下流区間）・昭和47年7月洪水（上流区間）と同規模の洪水が発生した場合に、氾濫ブロックで被害最大となる1箇所を破堤させた場合の氾濫想定範囲

河川整備計画に基づく事業促進

- 国、県それぞれの管理区間において河川整備計画に基づき事業を実施。

佐波川水系河川整備計画

【国管理区間】

平成 26 年 5 月

国土交通省中国地方整備局

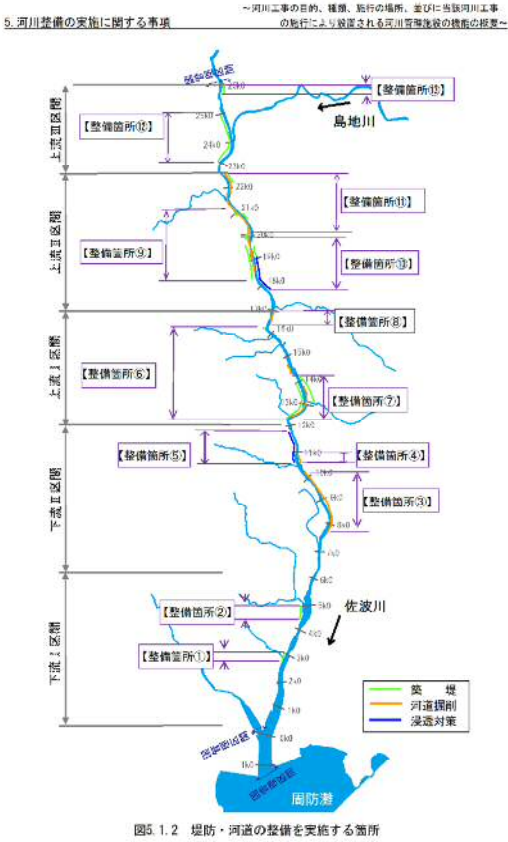


図5.1.2 堤防・河道の整備を実施する箇所

佐波川水系河川整備計画

【県管理区間】

平成 23 年 1 月

山 口 県

3.1.3 横曽根川の高潮対策

(1) 目的

横曽根川の高潮対策は、平成 11 年 18 号台風が横曽根川によって最も危険となるバードを通過した場合に想定される高潮位に対して、高潮防壁を整備し、浸水を防止あるいは軽減します。

(2) 場所

表 3.1.2 高潮対策の整備箇所

河川名	施工区間	施工延長	計画堤防高 (T.P.m)	実施内容
横曽根川	J R 山陽本線橋梁～ 国道横曽根橋下流より約 290m	約 970m	5.00～4.50	高潮堤防整備

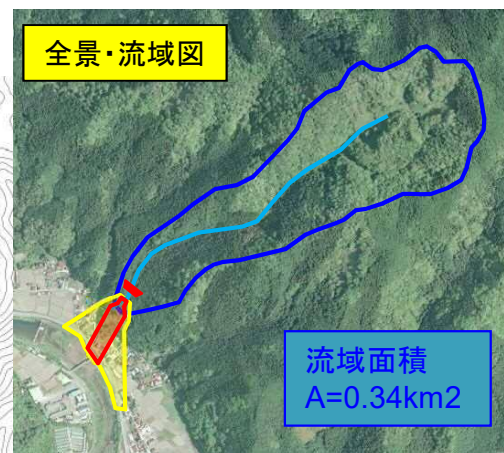
注) T.P. : 東京湾中等潮位 (2000 年以前の測地結果による表示)



図 3.1.5 高潮対策区間

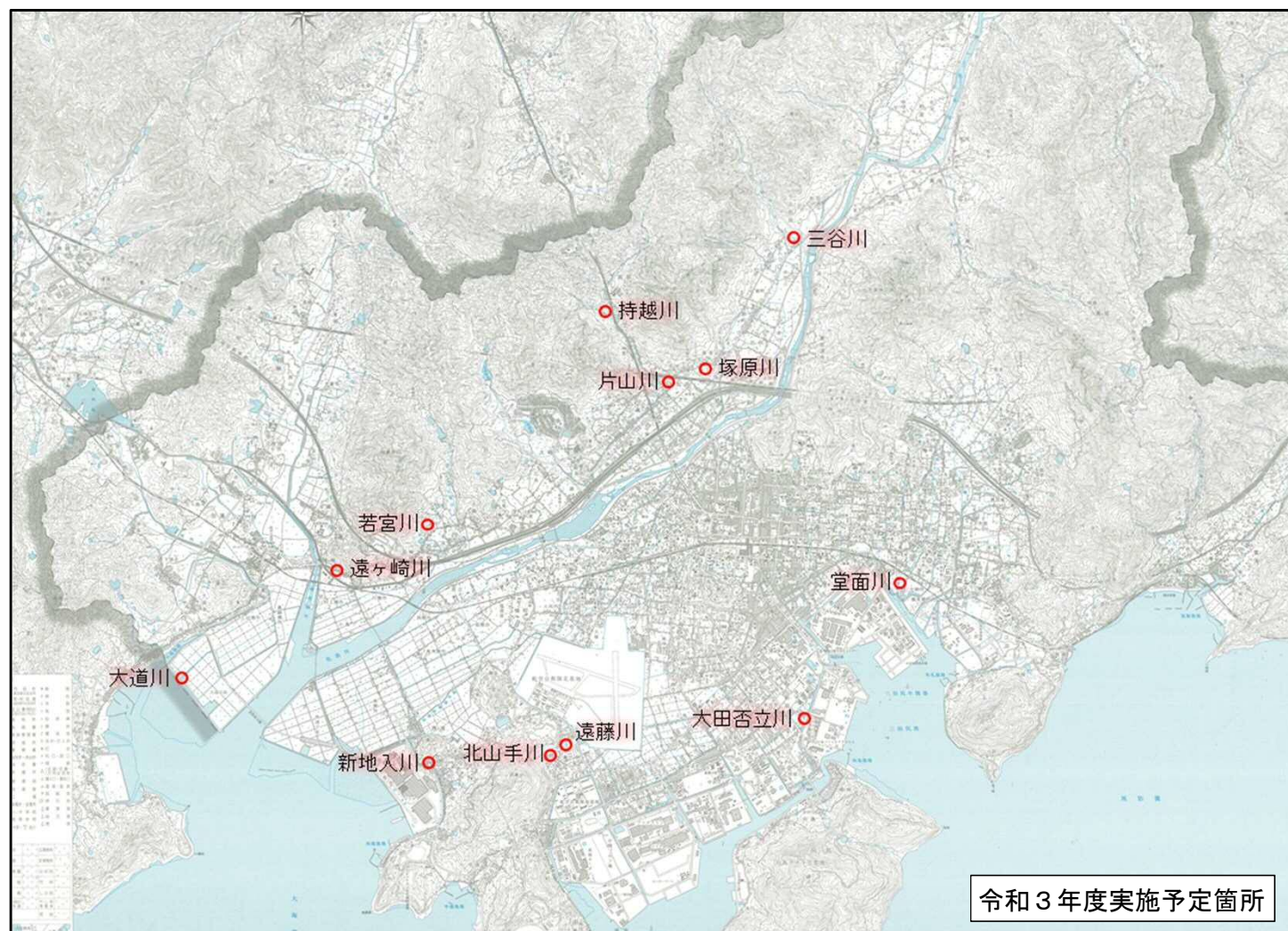
■砂防堰堤の整備

- ・ 荒廃が進む溪流からの土石流を防止するため、砂防堰堤の整備を促進。



■準用河川及び普通河川の浚渫

- ・ 緊急浚渫推進事業を活用し、準用河川及び普通河川の浚渫を実施

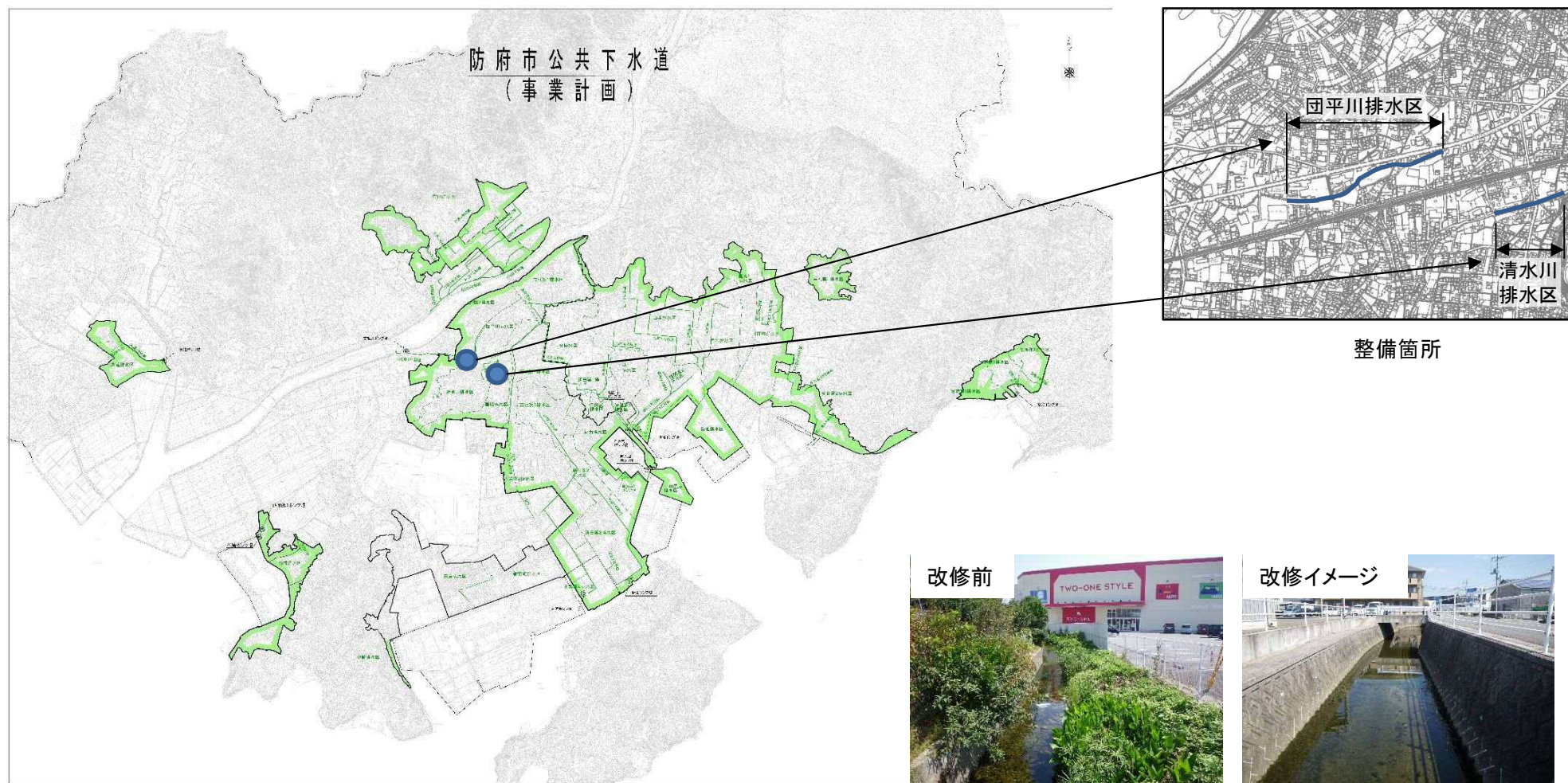


浚渫前後イメージ（市管理）



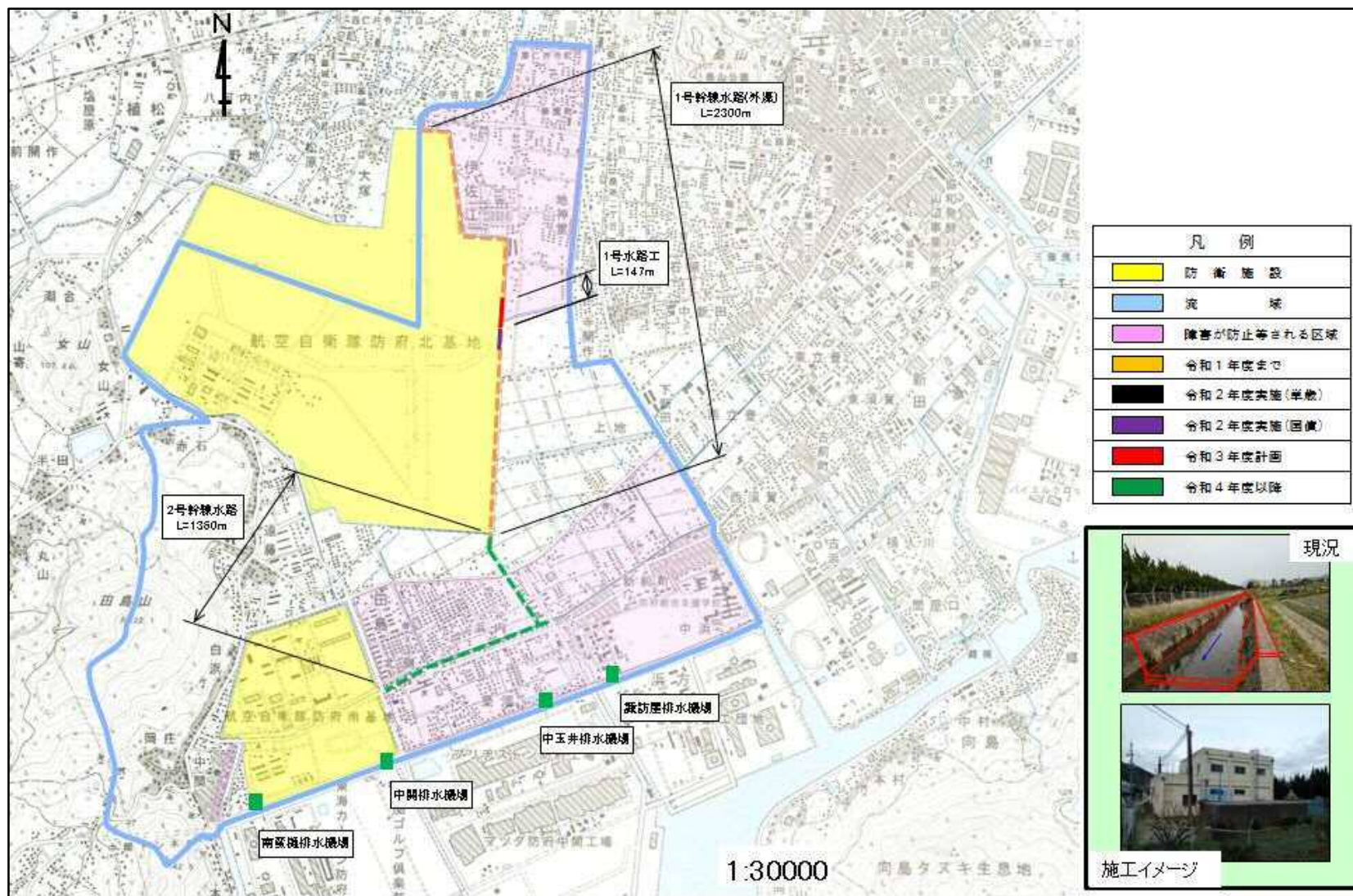
■下水道等の排水施設の整備

- ・防府市公共下水道事業計画に基づき排水路の整備を促進。



■中関地区周辺の排水施設・排水機場の整備

- ・ 防府北基地外濠外幹線水路及び排水機場の整備を実施。



■雨水流出抑制施設設置補助制度の利用促進

- ・ 浸水被害の軽減を図ることを目的に雨水の流出を抑制する対策の利用促進を実施。

**山口市**
Yamaguchi City Website

文字サイズ 拡大 標準 背景色 白 黒 青 読み上げる

はじめての方へ サイトマップ Foreign Language 山口市防災メール 防災情報 休日当番医情報

ホーム 暮らしの情報 しごとの情報 観光情報 市政情報

検索コーナー Google Custom Search 検索 組織でさがす カレンダーでさがす 地図でさがす

現在地 トップページ > 分類でさがす > 暮らしの情報 > 上下水道、簡易水道 > 下水道 > 山口市雨水流出抑制施設補助制度

山口市雨水流出抑制施設補助制度

印刷用ページを表示する 掲載日：2020年4月1日更新 Tweet

令和2年度の補助金申請の受付を4月1日から開始しました。近年、局地的な集中豪雨が増加する中、都市化の進展に伴い、降雨時には一度にたくさんの雨水が水路や河川へ流れ出るようになり、浸水被害が発生しています。

山口市では、浸水被害の軽減を図るため、雨水を貯めたり地下に浸透させることで雨水の流出を抑制する取り組みを進めており、各家庭において、雨水貯留タンクや雨水浸透ますを設置される方を対象にその経費の一部を補助しています。

※雨水貯留タンクに貯めた雨水は庭木の水やりなどに利用できます。また、雨が降る前には水を抜いて貯められるようご協力をお願いします。



ご家庭でできる浸水対策にご協力ください
雨水貯留槽（雨水貯留タンク）や、雨水浸透ますの設置費を補助します

雨水貯留槽・浄化槽等転用雨水貯留槽は、雨が降る前に水を抜いて貯められるようにし、なければ雨水対策効果が得られませんのでご協力をお願いします。

見つからないときは

よくある質問

アンケート実施中

■既存ダムにおける事前放流等の実施、体制構築

- ・ 緊急時において利水ダムを含む既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう既存ダムの洪水調節機能を強化。
- ・ 中国地方の一級水系では全ての既存ダム（102ダム）で治水協定を締結。（佐波川：令和2年5月29日）
- ・ 令和2年の出水期から新たな運用を開始。

【現状と課題】

- ・ 全国の稼働中のダム1,460箇所
- ・ 有効貯水容量は約180億m³
- ・ 洪水調節のための貯水容量は約3割（約54億m³）
- ・ 利水容量の洪水調節への活用が今後の課題

水系	ダム数	有効貯水容量 (百万m ³)	利水容量 (百万m ³)	洪水調節容量 (百万m ³)
1級	947	15,097	10,602	4,495
2級	513	2,967	2,068	899
合計	1,460	18,064	12,670	5,394 《0.3》

《 》：有効貯水容量に占める割合

【現在の状況】

(1) 治水協定の締結

管内12の一級水系を対象に、水系毎に事前放流の実施方針等を定めた治水協定を5月29日に締結。

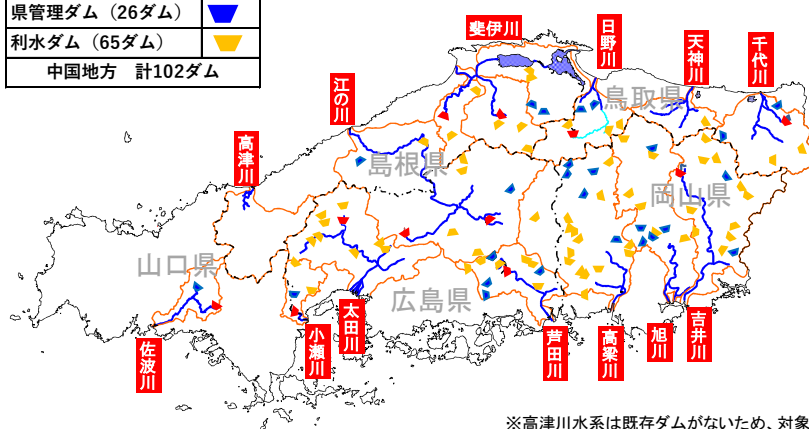
(2) 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備

各ダムのリアルタイムデータを国土交通省（地方整備局等）に集約し、適宜関係者間で共有。

(3) 工程表の作成

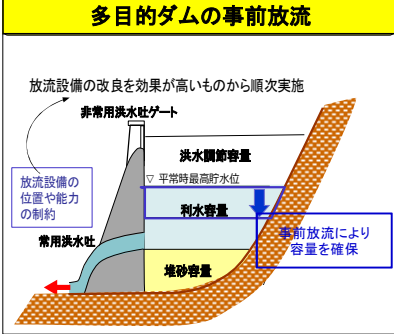
ソフト対策及びハード対策（放流施設の増強等）を有効に組み合わせた工程表を、水系毎に作成済み。

凡例	
国管理ダム（11ダム）	▲
県管理ダム（26ダム）	▼
利水ダム（65ダム）	◆
中国地方 計102ダム	



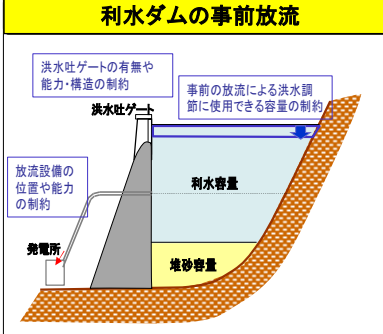
※高津川水系は既存ダムがないため、対象外

多目的ダムの事前放流



放流設備の改良効果が高いものから順次実施
非常用洪水吐ゲート
洪水調節容量
▽ 平常時最高貯水位
利水容量
堆砂容量
事前放流により容量を確保
常用洪水吐

利水ダムの事前放流



洪水吐ゲートの有無や能力・構造の制約
事前の放流による洪水調節に使用できる容量の制約
放流設備の位置や能力の制約
利水容量
堆砂容量
発電所

■ 国有林の森林整備・治山事業の実施

- ・ 流域治水に資する健全な森林を育成するため、除間伐等の森林整備を計画的に実施。
また、治山事業により荒廃した溪流勾配の安定や、崩壊地等の早期の林地復旧に努める。



画像出典：(佐波川水系の流域及び河川の概要：国土交通省河川局、平成18年8月31日)内の図1-1を一部編集

国有林野施業実施計画			
事業区分	山口森林計画区 (R2年度～R6年度)		
森林整備	主伐	143	ha
	更新(造林)	160	ha
	間伐	375	ha
	保育(下刈)	523	ha
	(除伐)	39	ha
	林道(整備)	3,450	m
	(改良)	0	m
治山	山腹工	2	箇所

注：国有林野施業実施計画から佐波川流域内の数量を計上。



【森林整備：下刈】



【森林整備：間伐】



【森林整備：林道(整備)】

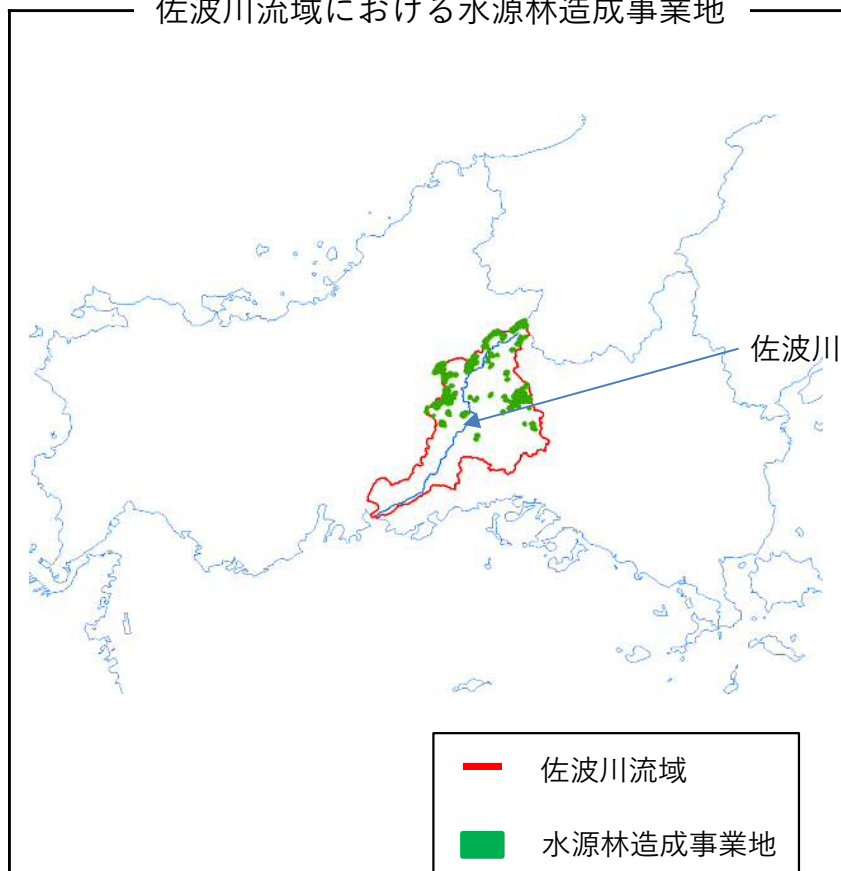


【治山：山腹工】

■水源林造成事業による森林の整備・保全

- ・ 水源林造成事業地において除間伐等の森林整備を計画的に実施することで、樹木の成長や下層植生の繁茂を促し、森林土壌等の保水力の強化や土砂流出量の抑制を図り、流域治水を強化促進。
- ・ 佐波川流域における水源林造成事業地は、約70箇所（森林面積 約2,500ha）であり、流域治水に資する除間伐等の森林整備を計画的に実施。

佐波川流域における水源林造成事業地



水源林の整備



針交混交林



育成複層林

森林整備実施イメージ



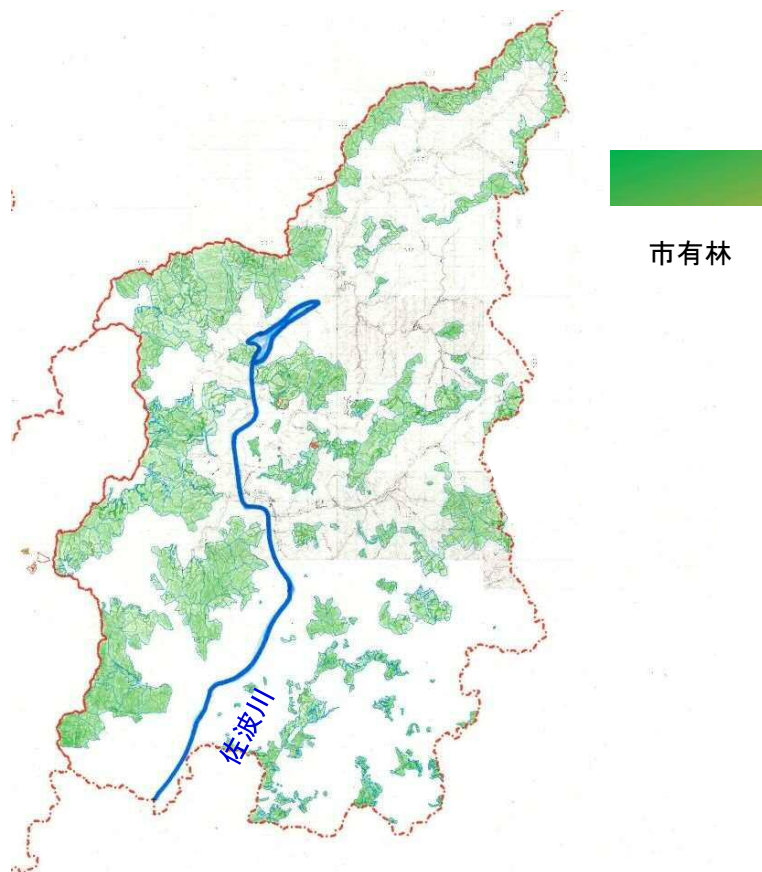
間伐実施前



間伐実施後

■ 公有林保育事業による森林の整備・保全(山口市徳地地区)

- ・ 山口市森林経営計画に基づき徳地地区約8,200haの市有林を、年間約80haの規模で造林及び保育を継続的に実施。



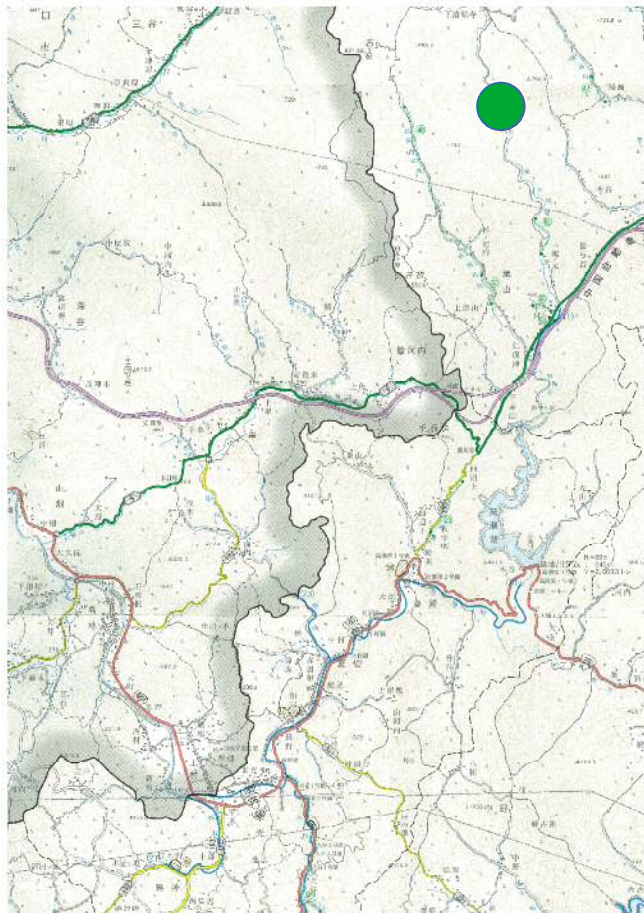
植林



植林後(イメージ)

■ 公有林保育事業による森林の整備・保全

- ・市有林を間伐することで健全な人工林に誘導させ、下層植生を発達させることにより雨水の流出を抑制し、土壌に貯留させることで、森林の持つ災害防止機能の強化促進を計る。



 市有林施業箇所

森林整備前

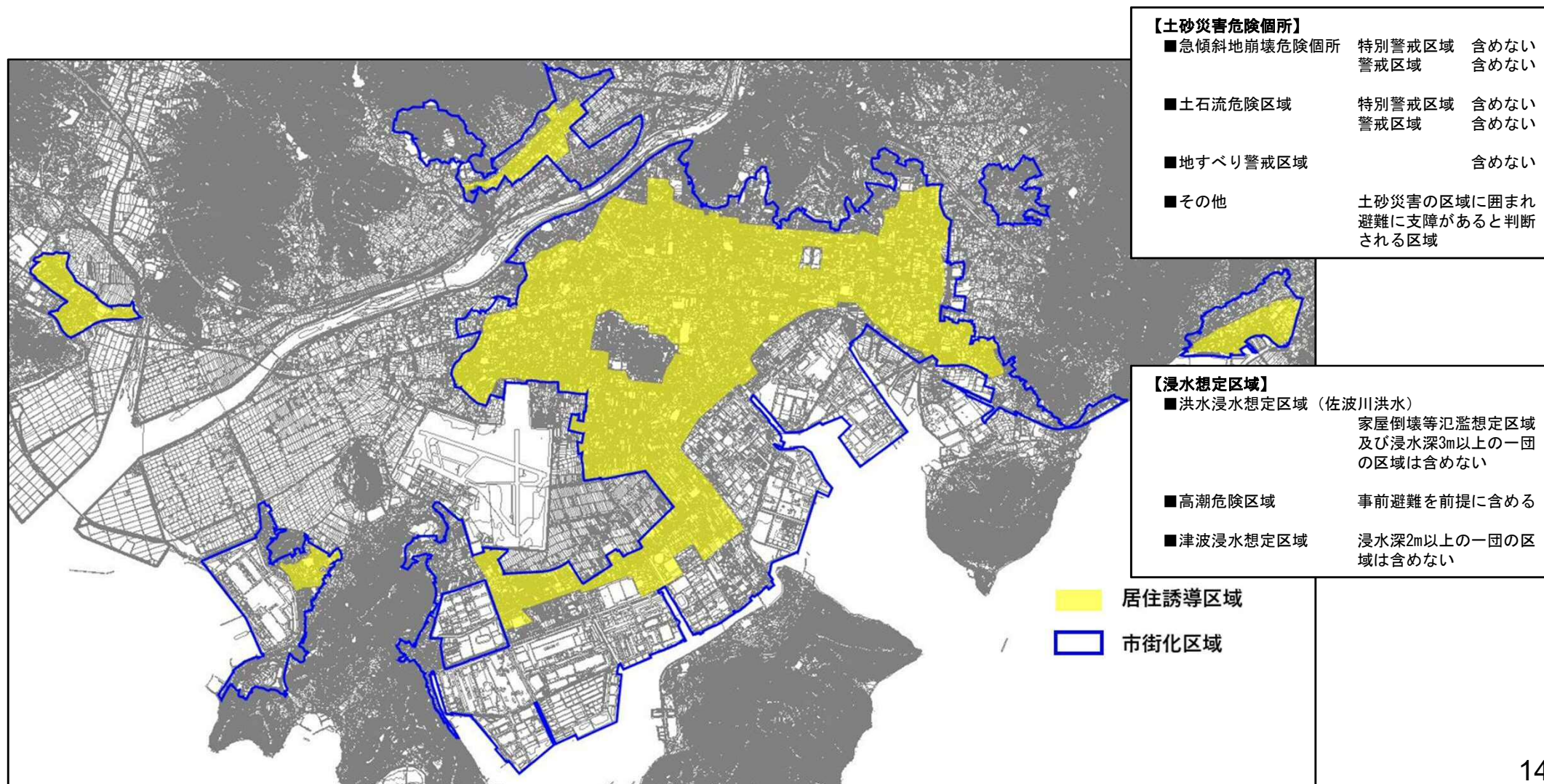


森林整備後



■立地適正化計画に基づき水害リスクの低い地域への居住誘導

- ・ 各種ハザードマップの中で、災害リスクが高い地域から低い地域への居住の誘導を図る。

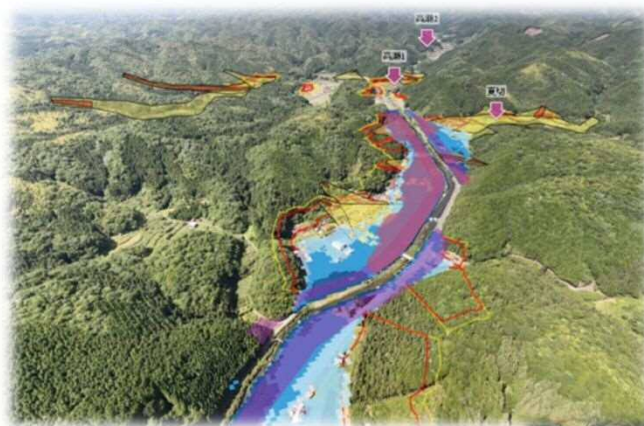


■災害リスクの低い場所での支所等整備

「公共施設再配置・和田地域モデル事業(和田支所・市民センター整備事業)」

- ・市内和田地域における公共施設再配置の取り組みとして、地域の拠点施設である和田支所・市民センターの老朽化が激しく、支所は**土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）**にあることから、その状況の是正を図るため、新しい和田支所・市民センターの整備を行う。
- ・整備にあたっては**家屋倒壊等氾濫想定区域のエリアを避ける**とともに、**洪水浸水想定区域となった場合は浸水深等に応じて嵩上げを行う**。

〈和田地域の災害想定区域指定の状況〉



埤・夏切エリアの状況

地域の大部分が
災害の想定区域に指定されている。

家屋倒壊等氾濫想定区域

洪水浸水想定区域

土砂災害警戒区域



米光エリアの状況

〈状況の変化〉

平成31年3月に島地川流域の
家屋倒壊等氾濫想定区域等が
発表され、整備候補地の一つと
なっていた和田中学校の一部
が**氾濫流にかか**ることになった。



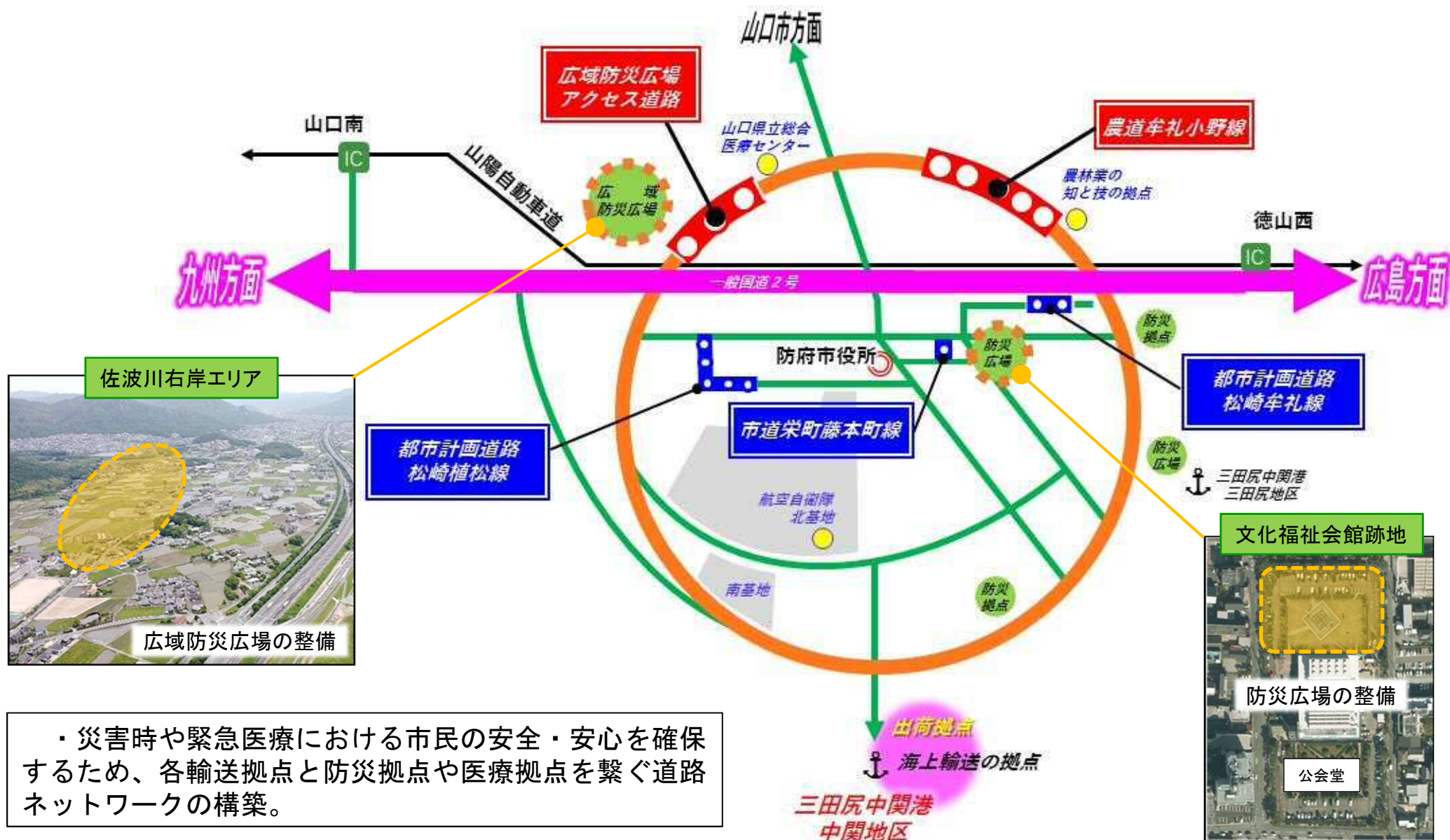
和田中学校



〈整備候補地の変更〉

土砂災害警戒区域(イエローゾーン)内にある「現和田市民センター」の場所と、**土砂災害警戒区域**や**家屋倒壊等氾濫想定区域**にない3候補地で検討することとした。

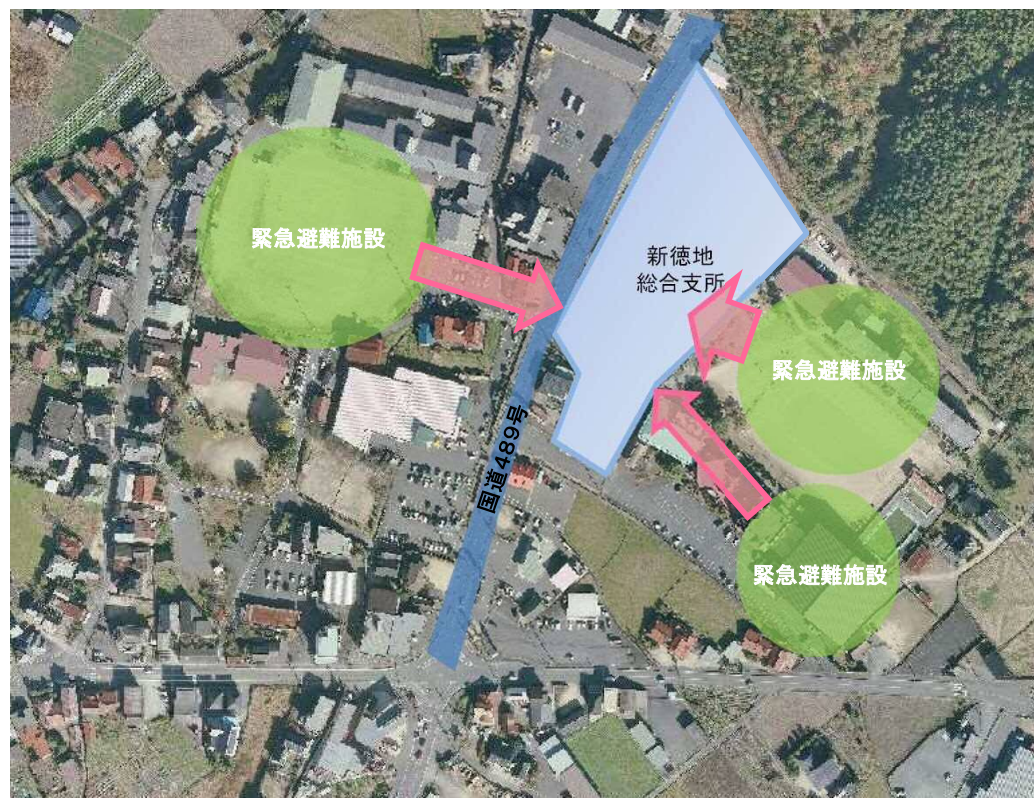
■防災拠点や医療拠点を繋ぐ道路ネットワークの整備



■災害復旧拠点施設となる徳地総合支所の建替

・市民の安全・安心を守る防災拠点

周辺に指定緊急避難施設があり、災害時においても優先的に復旧が見込まれる国道489号沿いに立地し、現地災害策本部を備えた施設整備を行い、周辺の指定緊急避難所と連携し、救助・救援・災害復旧活動の拠点として使用する。



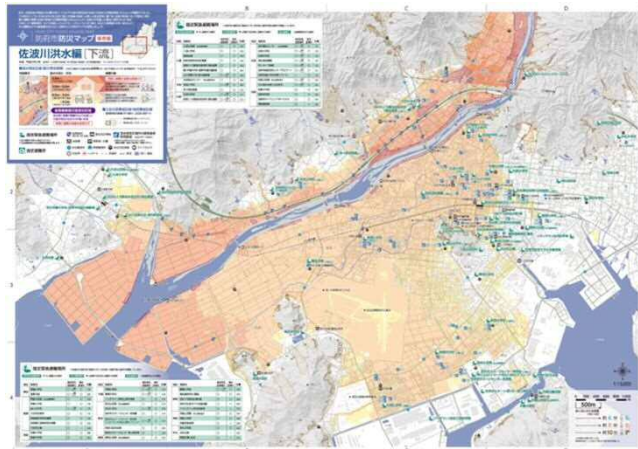
新徳地総合支所イメージ図

- ・土のう等の水防備蓄資材を配備し、浸水に備える対策を実施。

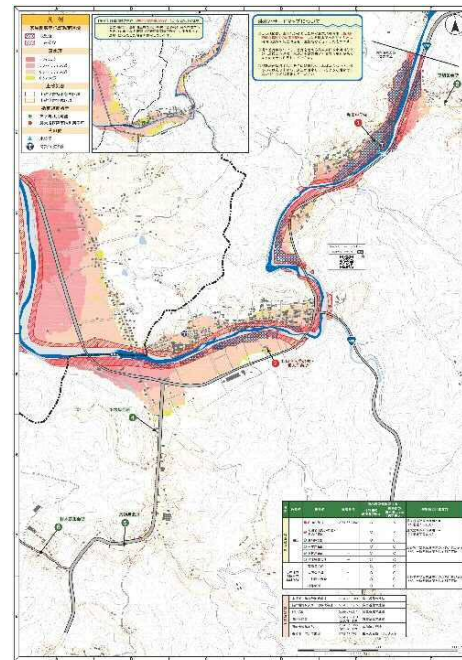


■ 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域を掲載したハザードマップの配布及び住民説明会の実施

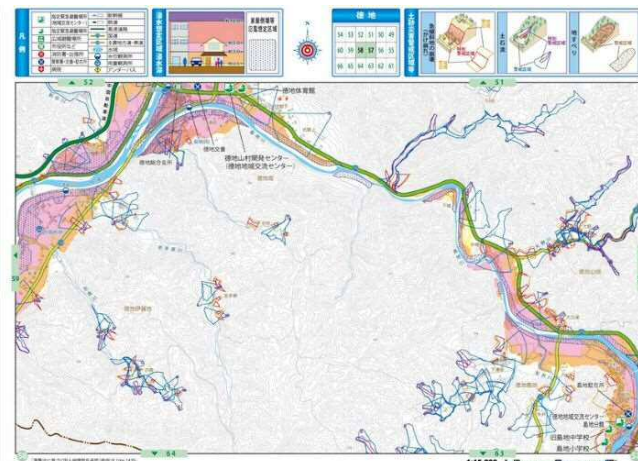
- ・ 浸水想定区域図に基づきハザードマップを作成。適宜住民説明会を実施。



防府市ハザードマップ



周南市ハザードマップ



山口市ハザードマップ

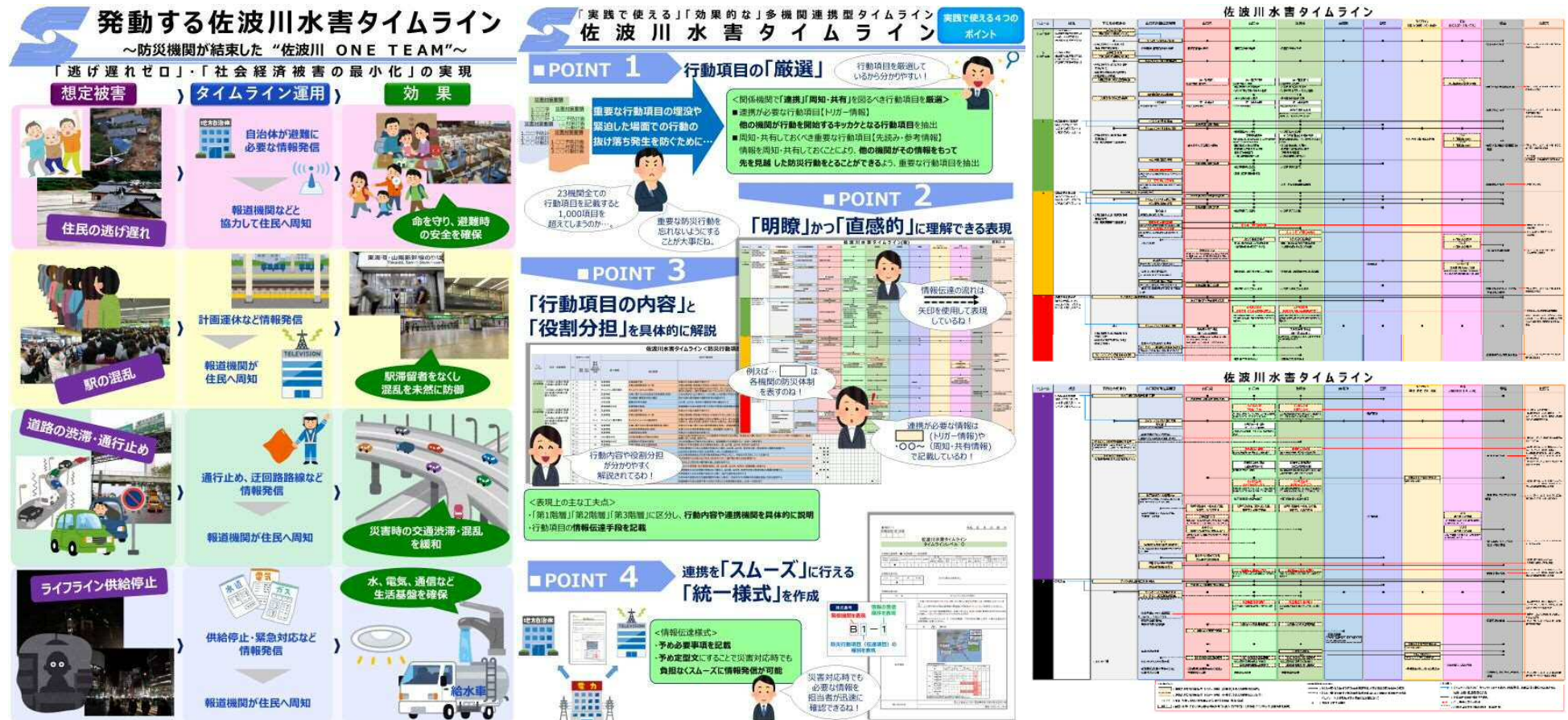


住民説明会の状況



■タイムラインに基づく情報伝達訓練の実施

- ・ 佐波川の防災に係わる23機関が連携して、災害時に、「いつ」「誰が」「何をするか」に着目した「佐波川水害タイムライン」を策定
- ・ 国や県、市だけでなく、電気、通信、ガスなどのライフラインや鉄道、バス、高速道路などの交通機関、住民に災害情報を伝える報道機関なども参加して「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」を目指すための訓練を継続的に実施。



今後のスケジュール

第3回 佐波川流域治水協議会
令和3年2月

令和2年8月27日

協議会設立

協議会設立(書面確認・承認)



各機関の施策抽出

令和2年9月

第1回協議会

各機関の取組共有
プロジェクト(中間とりまとめ)の承認



公表



令和2年10月

第2回協議会

各機関の情報共有・意見交換



各機関の施策検討・抽出

令和3年2月

第3回協議会

各機関の取組共有
R2プロジェクトの承認

令和3年3月末

公表



適 宜(毎年予定)

フォローアップ

各機関の取組共有、適宜必要に応じて協議会開催
減災対策協議会とタイミングを合わせ実施予定